

令和5年 第2回定例教育委員会

令和5年2月22日(水)
午前9時30分から
進修館研修室

- 1 開会の宣言 教育長
- 2 挨拶
- 3 概要報告
- 4 事務局報告
 - (1) 教育総務関係 P 1
令和5年度教育予算(案)の概要【別添資料1】
 - (2) 学校教育関係 P 2
 - ア 3月の行事予定について
 - イ 3月の事業予定について
 - (3) 生涯学習関係 P 5
 - ア 3月の事業予定について
- 5 審議事項
 - 議案第1号 宮代町立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の改正について P 6
 - 議案第2号 宮代町立小・中学校管理規則の改正について P11
 - 議案第3号 令和5年度当初宮代町小中学校教職員人事異動の承認について P14
- 6 協議事項
 - (1) 令和5年度教育行政における重点施策について【別添資料2】
 - (2) 宮代町部落差別を解消するための同和教育の基本方針及び実施計画の改定について【別添資料3・4】 P15
- 7 その他
- 8 次回教育委員会について
- 9 閉会宣言 教育長

4 事務局報告

(1) 教育総務関係

令和5年度教育予算(案)の概要について
【別添資料1を参照】

(2) 学校教育関係

ア 3月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前
小学校4校：小 中学校3校：中

日付	小学校	中学校
1日(水)	学習参観・懇談会(東) 6年生を送る会(東)	3年生を送る会(百) 性に関する講演会(3年)(前)
2日(木)		3年生を送る会(須・前) 3年生が語る会(百)
3日(金)	6年生を送る会(須・笠) 卒業を祝う会(百) 第3回学校評議員会(須) 学校応援団代表者会議(東)	県公立入試入学許可候補者発表(中)
4日(土)		
5日(日)		
6日(月)	通学班編成・一斉下校(東)	県公立入試追検査(中) 日工大サイエンスプロジェクト(2年)(須)
7日(火)	前中生と語る会(百)	スケアード・ストレート教室(須)
8日(水)	防犯教室(2年)(須) 薬物乱用防止教室(6年)(須) 非行防止教室(3～5年)(須)	県公立入試追検査入学許可候補者発表(中) 3年生に学ぶ会(須・前)
9日(木)		3年給食終了(中)
10日(金)		
11日(土)		
12日(日)		
13日(月)		卒業式予行(須・百・前)
14日(火)	卒業式予行(須)	
15日(水)	卒業式予行(百)	卒業証書授与式(中)
16日(木)	小中連携出前授業(百) 卒業式予行(東・笠) 前中生と語る会(百)	授業参観・保護者会(1・2年)(須) 保護者会(1・2年)(百) 小中連絡会(授業参観) 出前授業百間小へ(前)

		前中生と語る会（百小へ）（前）
17日（金）	ふれあいデー（須） 給食終了（小） 大掃除（須・百・東）	ふれあいデー（須） 給食終了（中） 授業公開（1・2年）（前） 保護者会（1・2年）（前）
18日（土）		
19日（日）		
20日（月）	ふれあいデー（百・東・笠） 一斉下校（東）	ふれあいデー（百・前）
21日（火）	春分の日	春分の日
22日（水）	卒業証書授与式（小）	
23日（木）	小中連絡会（須・百・東・笠） 大掃除（笠）	小中連絡会（須・百・前） 大掃除（須・百・前）
24日（金）	修了式 一斉下校（須・笠） 学年下校（百） ふれあいデー（須）	修了式
25日（土）		
26日（日）		
27日（月）	学年末休業日	学年末休業日
28日（火）		
29日（水）		
30日（木）		
31日（金）	辞令交付	辞令交付

イ 3月の事業予定について（教育委員会）

日 付	内 容	場 所
2日（木）	第3回いじめ不登校対策連絡会議	役場202会議室
9日（木）	小中一貫教育推進委員会	役場202会議室
10日（金）	臨時校長会（一般教職員内示について）	役場204会議室
24日（金）	臨時校長会（管理職内示について）	役場204会議室
29日（水）	臨時校長会（辞令交付について）	役場204会議室
31日（金）	永年勤続退職者教育関係職員感謝状の手交	各学校

(3) 生涯学習関係

ア 3月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日 時	内 容	場 所
3月11日（日） ～7月9日（日）	▼令和4年度第3回企画展 「宮代と用悪水～引く、溜める、流す～」 用悪水を取り巻く地域の様相を、江戸時代の絵図や古文書などからひも解いていきます。	宮代町郷土資料館
3月12日（日） 県主催	▼令和4年度 彩の国21世紀郷土かるた 埼玉県大会 1月22日に開催された宮代大会にて勝ち抜いた4名が県大会へ出場します。 <出場者> 田中杏奈（百間小5年） 小倉 葵（笠原小5年） 細川知世（東小 4年） 薄井雪乃（笠原小5年）	埼玉県立 武道館（上尾市）

議案第1号

宮代町立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令につき議決を求めることについて

別紙のとおり宮代町立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正することについて議決を求める。

令和5年2月22日

宮代町教育委員会

教育長 中村 敏明

提 案 理 由

埼玉県 の 県立学校における自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱が一部改正されたことに伴い、宮代町立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正するものである。

宮代町立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令

宮代町立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱（平成10年宮代町教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

公務に使用する自家用自動車登録申請書（兼変更届出書）

宮代町立 学校長様

職・氏名	
------	--

公務に使用する自家用自動車について、宮代町立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり登録を申請します（変更を届けます）。

※ 親族所有の自家用自動車を登録する場合は、（ ）に職員との続柄を記入すること。

1 自動車検査証

①申請時	所有者名	自動車登録番号	自動車検査証有効期間
②変更時			年 月 日 まで
有効期間	その他の変更		届出日
年 月 日 まで			年 月 日
年 月 日 まで			年 月 日
年 月 日 まで			年 月 日

2 自賠責保険（強制保険）

①申請時	保険会社名	保険期間
②変更時		
年 月 日 まで		年 月 日
年 月 日 まで		年 月 日
年 月 日 まで		年 月 日

3 自動車保険（任意保険）

※ 親族所有の自家用自動車を登録する場合は、職員に適用のある任意保険を記入すること。

①申請時	保 険 会 社 名		保 険 金 額 (万円)		保 険 期 間	
			対人 対物	万円・無制限 万円	年 月 日まで	
②変更時						
有効期間更新			その他の変更		届 出 日	
年 月 日 まで					年 月 日	
年 月 日 まで					年 月 日	
年 月 日 まで					年 月 日	

上記自家用自動車を、公務に使用する自家用自動車として登録する。

年 月 日

所属長		

- (注) 1 職員は、実線の枠内を記入すること。
- 2 登録申請に当たっては、自動車検査証(※)、自賠責保険証明書及び任意保険の証書の写しを添付すること。
- ※電子化された自動車検査証においては、自動車検査証記録事項の写しを添付すること。
- 3 変更届出に当たっては、変更する事項に係る上記請書の写し等を提出すること。
- 4 この登録申請（変更の届出）によって公務に使用する自家用自動車の登録を受けている場合であって、次の各号に該当する職員には自家用自動車の公務使用を承認できないので留意すること。
- (1) 当該職員が運転免許取得後1年未満である場合
 - (2) 当該職員が、過去1年間において、その責めに帰すべき交通事故を起こし、又は自動車の運転に関し、罰金刑に処せられている場合
 - (3) 当該職員の健康状態が正常な運転に適さないと認められる場合

附 則
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

議案第2号

宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則につき議決を求めること
について

別紙のとおり宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正することについて議決を
求める。

令和5年2月22日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

学校職員の服務に関する参考法規集の改定に伴い、宮代町立学校の卒業証書本文
の見直しを図り、宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正するものである。

宮代町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

宮代町立小・中学校管理規則（昭和32年宮代町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「証する。」を「証する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記 様式

新

印 第 号	埼玉県南埼玉郡宮代町立 学校長 氏	年 月 日	右の者は する。 学校の課程を卒業したことを証 する。	校 印	卒 業 証 書
				氏 名	生年月日
	名印				

旧

印 第 号	埼玉県南埼玉郡宮代町立 学校長 氏	年 月 日	右の者は する。 学校の課程を卒業したことを証 する。	校 印	卒 業 証 書
				氏 名	生年月日
	名印				

議案第3号

令和5年度当初宮代町小中学校教職員人事異動の承認について

別紙のとおり令和5年度当初宮代町小中学校教職員人事異動の承認につき議決を
求める。

令和5年2月22日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

令和5年度宮代町小中学校教職員人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第4号の規定により、別紙のとおり提出するものである。

4 協議事項

(1) 令和5年度教育行政における重点施策について

【別添資料2を参照】

(2) 宮代町部落差別を解消するための同和教育の基本方針及び実施計画の改定について

1 改定の趣旨

部落差別の早期解消に向けて策定した基本方針と実施計画が、平成30年4月の改定から令和4年度で計画期間が満了になる。また、前回改定以降、人権に関する意識調査の結果や条例などが整備され、計画をとりまく環境に様々な変化が生じた。このことから、このたび基本方針と実施計画の見直しを図ることとした。

2 主な改定のポイント

(1) 新たに策定された法律や計画などを追記した。

- ・ 同和教育に関する教員意識調査（令和元年）
- ・ 第5次宮代町総合計画前期実行計画（令和3年）
- ・ 人権に関する意識調査（令和3年）
- ・ 埼玉県部落差別の人権施策推進指針第2次改定（令和4年）
- ・ 埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例（令和4年）

(2) 差別はがきや落書き等の差別事象のほか、インターネットを利用した差別情報の掲載が発生し、差別意識が根強く残っていることを追記した。

(3) 部落差別の早期解消に向け、埼玉葛12市町共同事業である「埼玉葛郡市教職員合同現地研修会」をはじめ各種研修事業に参加する旨を追記した。

(4) 法や条例において「部落差別」という言葉が法令用語として使われていることにより、本文中の「同和問題」という文言を「部落差別」に修正した。

(5) 年次の標記を「和暦（西暦）年」に修正した。

例) 令和4（2022）年

3 今後について

定例教育委員会を経て、宮代町人権施策推進本部会議に諮ります。